

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方（平成 18 年 3 月 13 日公表）

（※略称の意義についてはインターネットホームページ公表文を参照）

○保険業法施行規則（案）について

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	53条1項 8号	「当該イ又はロに定める事項を記載した <u>書面の交付</u> により、説明を行うことを確保するための措置」とあるが、損害保険契約の募集形態には非対面募集など書面のやりとりを行わず契約が成立するものがある。また、今後もこれらの募集形態の多様性は拡大するものと思われる。従って、セーフティネットの説明方法についても、書面に限定されない多様な方法を認めていただきたい。	コメントを踏まえ、「当該イ又はロに定める事項を記載した書面の交付 <u>その他の適切な方法</u> により、 <u>当該イ又はロに定める事項の説明</u> を行うことを確保するための措置」とすることとしました。
2	53条1項 8号	本号の規制について、書面の交付に代えて、その他適切な方法として、例えば、保険契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することが可能となるように同条第2項を改定するか、または本号のうち「書面の交付」の下に「その他適切な方法により」の文言を追加していただきたい。	番号1 の「考え方」を参照してください。
3	53条1項 8号	本号の書面は、必ずしも現行の保険業法施行規則53条1項9号の書面と別の書面にする必要がないことを確認したい。	新施行規則53条1項8号の説明を書面により行う場合において、当該書面を新施行規則53条1項10号（現行の保険業法施行規則53条1項9号）の書面と別冊にすることまでは義務づけられていません。
4	53条1項 8号ロ	「保険期間の更新」および「保険期間の延長」の意義はそれぞれ何か。また、「当該更新又は延長前の保険契約の条項に基づくもの」とは、例えば自動継続特約が付帯されている場合など当該保険契約にて積極的に約定されているものを指すとの理解でよいか。	新施行規則53条1項8号ロにいう「保険期間の更新」とは、保険期間満了時に同内容の保険契約を再締結することにより保険期間を実質的に伸長させること（形式的には保険期間の伸長はない）であり、「保険期間の延長」とは、保険期間の満了前に契約内容の変更の一種として当該保険契約の保険期間を延長するものです。 「保険期間の更新又は延長」であって「当該更新又は延長前の保険契約の条項に基づくもの」とは、貴見のとおり、当該更新又は延長前の現に締結されている保険契約の条項又は当該保険契約に付された保険特約の規定に基づいて行われる更新又は延長を指すものです。この

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
4	(つづき)	(つづき)	ことを明らかにするため、新施行規則 53 条 1 項 8 号柱書において、「既に締結されている保険契約の条項に基づく保険期間の更新又は延長」とすることとしました。
5	53 条 1 項 8 号ロ	販売する保険契約の約款・しおり等において、当該保険契約が生命保険契約者保護機構の保護の対象になること、死亡保険金額、将来の年金額等が削減される場合があることをすでに記載し、顧客あて書面の交付・説明を行うことを確保している場合には、当該保険契約が「補償対象契約」であること、施行規則案 53 条 1 項 8 号ロ(1)に定める当該契約が「補償対象契約」に該当するか否かの別及び同号ロ(2)に定める事項を説明するための書面をあらためて準備する必要のないことを確認したい。	<p>コメントを踏まえ、新施行規則 53 条 1 項 8 号ロに「 次の(1)及び(2)に掲げる事項」を追加することとしました。</p> <p>すなわち、現在、新施行規則 53 条 1 項 8 号ロに掲げる保険契約に該当することとなる保険契約の保険募集に際し、書面の交付その他の適切な方法により当該保険契約が保険契約者保護機構による補償の対象となる旨が説明されることが確保されている場合には、当該実務をもって、新施行規則 53 条 1 項 8 号ロ(1)の義務は果たすことができます。</p> <p>しかし、新施行規則 53 条 1 項 8 号ロに掲げる保険契約に該当することとなる保険契約の保険募集に際しては、同時に(2)に掲げる事項——「[新] 保護命令 50 条の 5 第 3 項に規定する高予定利率契約に該当することとなる保険契約並びに破綻保険会社…に係る当該保険契約が同条 2 項（保護命令 50 条の 11 において準用する場合を含む。）及び保護命令 1 条の 6 第 2 項又は保護命令 50 条の 14 第 2 項…の規定の適用を受けること」——が説明されることも確保される必要があります。</p> <p>そして、上記現行実務をもって、この(2)に係る義務を果たすことはできません。</p>
6	74 条	本条にいう「保険金等」とは、保険業法施行規則 48 条 1 項 1 号の「保険金、返戻金その他の給付金」のことと理解してよいか。	そのような理解で結構です。

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方	
7	74 条	本条各号に掲げる保険契約には、それぞれ具体的にどのような商品種類が該当することとなるのか確認させていただきたい。	新施行規則 74 条各号（および現行の保険業法施行規則 74 条各号）に該当することとなる保険契約は、現行以下のとおりです：	
			現行の保険業法施行規則 74 条	新施行規則 74 条
	1 号	確定拠出年金保険 団体生存保険 変額年金資金運用基金保険 個人変額保険・個人変額年金保険	【イ】 確定拠出年金保険 団体生存保険 変額年金資金運用基金保険 企業年金連合会保険（旧・厚生年金基金連合会保険） 国民年金基金連合会保険 【ロ】 新企業年金保険 確定給付企業年金保険 厚生年金基金保険 国民年金基金保険	
	2 号	新企業年金保険 確定給付企業年金保険 厚生年金基金保険 国民年金基金保険	現行なし	
3 号	企業年金連合会保険（旧・厚生年金基金連合会保険） 国民年金基金連合会保険	個人変額保険・個人変額年金保険（運用結果に基づく保険金等のいずれかに最低保証が約されたものに限る。）		
8	74 条 1 号	本号に掲げる運用実績連動型保険契約に該当するのは、《運用結果に基づき支払われる「保険金等」の全てにつき最低保証が付されていないもの》のみであると理解してよいか。	そのような理解で結構です。	

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
9	75 条の 2・154 条の 2	<p>保険会社は、施行規則案 74 条 1 号に定める運用実績連動型保険契約に係る特別勘定に属する財産のみを同案 75 条の 2 に定める方法により管理しなければならないと定められているが、同案 74 条 2 号・3 号に定める特別勘定については同様の方法で管理する必要はないのか確認したい。</p>	<p>新施行規則 75 条の 2・154 条の 2 は、新更生特例法 445 条 3 項の新設に伴い新保険業法 118 条 3 項が新設された趣旨を踏まえ、新施行規則 74 条 1 号に掲げる運用実績連動型保険契約に係る特別勘定（特定特別勘定）の管理についてのみ規定しています。</p> <p>しかし、特定特別勘定以外の特別勘定についても、保険業法をはじめとする法令、基礎書類等に従って適正な管理を行うことが求められているほか、貴見が示唆されているとおり、新保険業法 118 条 1 項は、特別勘定一般の管理について内閣府令に委任しているところであり、今後、保険契約者等の保護または保険業の健全かつ適切な運営のために必要と認められる場合には、内閣府令において特定特別勘定以外の特別勘定の管理について定めることも当然ありえます。</p>

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
10	75条の2 第1項1号	<p>本号によれば、「特定特別勘定に属する財産を一般勘定の・・・に属する財産及び特定特別勘定以外の特別勘定に属する財産と明確に区分して管理する」にあたり、「管理場所を区別することその他の方法」によるものとされているが、実務上、原則として以下の方法によることで差し支えないか確認させていただきたい。</p> <p>(1) 現物を保管している場合にあつては、保管場所を区分する方法</p> <p>(2) 電子的に保管している場合（ペーパーレス化された有価証券等）にあつては、決済機関等の口座を区分する方法</p> <p>(3) 保険会社が第三者に財産の管理を委託し、当該委託先が当該財産を混蔵保管している場合は、当該委託先に設ける口座を区分する方法</p> <p>(4) なお、上記に関わらず、国債や国債先物等、現行制度上、口座を勘定毎に区分することができない資産や、一般勘定貸等、物理的に管理すべき資産が存在しない資産については、保険会社の帳簿上で分別管理されていれば差し支えないとの理解でよいか確認させて頂きたい。</p>	<p>そのような方法で差し支えありません。ただし、コメント(3)に関しては、当該委託先が混蔵保管することが新施行規則75条の2第1項1号に反しない場合（証券決済機関において有価証券が混蔵保管される場合等）であることが前提となります。</p> <p>なお、コメントの(3)・(4)については、番号12の「考え方」も参照してください。</p>
11	75条の2 第1項2号	<p>本号は、《特定特別勘定に属する財産を、保険契約の種類に応じた方法により、保険契約者を判別できる状態で管理すること》を求めているが、複数の保険契約者に係る財産を合同して運用する合同運用型の特定特別勘定（特別勘定第一特約等）については、任意の時点で当該特別勘定に属する財産について持分比率等を用い合理的に按分することにより、保険契約者の持分を把握することが可能な状態で管理すれば足りると理解してよいか。</p>	<p>基本的にはそのような理解で結構ですが、保険契約者の持分を把握しこれを帳簿化することが随時可能な体制が確保されていることが求められます。</p>

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
12	75条の2 第2項	<p>本項は、保険会社に対し、《特定特別勘定に属する財産の管理を第三者に委託した場合において、当該第三者が、施行規則案75条の2第1項1号に従い特定特別勘定に属する財産の管理を行うことを確保するための十分な体制の整備》を義務づけているが、特定特別勘定に属する財産が、委託先においてその他の財産と区分して管理されていることを、保険会社と委託先との間で定期的に口座残高の照合を行うこと等により確認する体制を整備していれば足りると理解してよいか。</p>	<p>一般論としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保険会社において、特定特別勘定に属する財産の管理を相応の資質能力を有する第三者に委託するための措置が講じられていること、 (2) 当該第三者が新施行規則75条の2第1項1号に従い特定特別勘定に属する財産の管理を行う方法が保険会社と当該第三者との間において取り決められていること、 (3) 上記(2)のとおり定められた方法が当該第三者により遵守されていることを保険会社が検証・確認することができ、かつ必要に応じ是正を求めることができる体制が保険会社と当該第三者との間において確保されていること、 <p>が求められるものと考えられます。</p> <p>ただし、証券決済機関、(信託)銀行、証券会社等の、法令、自主規制等に基づき他人の運用資産の管理を行うことを業とする者に特別勘定に属する財産の管理を委託している場合には、ご指摘のような体制を整備することでも足りると考えられます。</p>

以上